

与党提言（6次）における主な提言項目と対応状況等

I. 原子力事故災害被災地域の再生	1
1 廃炉・汚染水処理の着実な推進	1
（1）リスク低減	1
（2）中長期廃炉体制の確立	1
（3）分かりやすい情報発信等による信頼関係強化	2
2 避難指示解除と帰還促進に向けた環境整備	2
（1）解除した地域の帰還促進	2
（2）避難指示解除準備区域、居住制限区域の解除の実施	4
（3）帰還困難区域の取扱い	5
3 原子力事故災害からの自立に向けて	5
（1）自立支援	5
（2）広域まちづくり	7
4 風評被害対策、放射線不安を含む生活相談対応	8
5 中間貯蔵施設の整備	10
6 指定廃棄物等の処理	10
7 国と東京電力の果たすべき役割の分担	11
II. 地震・津波被災地域の早期復興完了および共通課題	12
1 被災者支援	12
2 住まいの確保とにぎわいの再生	12
3 産業・なりわいの再生・創造	13
4 観光復興	13
5 地域の発展の基盤となる交通・物流網の整備	13
6 被災自治体における人手不足への対応	14
7 国内外への情報発信の強化	14

I 原子力事故災害被災地域の再生

1. 廃炉・汚染水処理の着実な推進

(記載は平成 29 年 4 月末時点を原則)

提言内容	担当省庁	対応状況
安全確保を最優先とした総合的なリスク低減の実現	経産省	○ 廃炉・汚染水対策については、「中長期ロードマップ」に基づき、リスク低減を最重視した考え方の下、安全確保を最優先に取り組んでいる。対策の進捗については、毎月開催している「廃炉・汚染水対策チーム会合／事務局会議」において、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、東京電力、資源エネルギー庁等が一同に会し、廃炉・汚染水対策の工程管理等の議論を行っている。 ○ 平成 28 年 9 月に「汚染水処理対策委員会」の下に「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」を設置し、これまでに 4 回開催している。本委員会では、技術的観点に加え、風評被害などの社会的観点も含めて、地元の方々や専門家の意見を聴取しながら、総合的な検討を進めている。
中長期廃炉体制の確立	経産省 原子力規制庁 文科省	○ 「中長期ロードマップ」に基づき、平成 29 年度に予定されている燃料デブリ取り出し方針の決定等に向けて、格納容器内部調査が実施されている。このような技術的難易度の高い研究開発を支援するため、国は平成 28 年度第 2 次補正予算で 161 億円を措置した。また、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に設置された「廃炉研究開発連携会議」における人材育成に関する議論を通じて、関係機関の意見交換等を進めるとともに、関係機関における研修受け入れ等、産業界と大学が連携して取り組むべき事項等の整理が行われている。また、文部科学省は、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置のニーズを踏まえ、廃炉人材の育成に資するロボットコンテストの実施など、主に大学・高等専門学校等を通じた研究者等の育成を推進している。 ○ 燃料デブリ取り出し方針の決定等に向けて、原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、廃炉の経験を有する海外の有識者など国内外の知見を踏まえつつ、原子炉格納容器内の状況把握に集中的に取り組み、取得される情報を反映させた燃料デブリ取り出し工法の実現性評価の技術的な検討を進めている。また、ニーズ側を含む専門家による意見交換の場として、「廃炉研究開発連携会議」の下に「研究連携タスクフォース」を設け、機密性保持等に留意しつつ、ニーズ・シーズのマッチング及び優先的に取り組むべき重要研究開発課題の検討を行った。引き続き、これらの課題に関する研究開発戦略の策定に取り組む。 ○ 東京電力廃炉推進カンパニーは、廃炉プロジェクト全体の運営状況の改善に向けた課題の抽出やライン横断的な責任・管理体制の構築等に取り組んでいる。今後、エンジニアリング能力の高い人材の確保や、プロジェクト管理機能の一層の強化に向けて、現場を含む運営体制全体を見直していく。

		○ 資源エネルギー庁、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、東京電力等は、毎月の「廃炉・汚染水対策チーム会合／事務局会議」において、廃炉・汚染水対策の工程管理等の最新の現場状況・課題を共有し、必要な対応について議論を行っている。また、原子力規制委員会との対話については、同委員会の「特定原子力施設監視・評価検討会」等を通じて、積極的な対話を進めている。 ○ IRRS 報告書における原子力施設の検査制度に関する指摘を踏まえ、実効性のある検査を実施できる仕組みとするため、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」が第 193 回国会で成立した。また、平成 29 年度予算において、新たな制度に対応するために必要な原子力規制委員会の組織強化及び 40 名の定員増が措置された。さらに、原子力規制委員会は、人材確保のため新規卒者に加えて経験者の採用を継続的に実施しており、平成 28 年 9 月以降においても 5 回の公募を行った。また、米国 NRC に職員を派遣し米国の検査制度や運用等について修得させるとともに、新たな検査制度に対応するため職員の能力向上を目的とした研修プログラムの整備を開始した。
分かりやすい情報発信等による信頼関係強化	経産省	○ 経済産業省は、解説動画やパンフレットなど、わかりやすい情報発信に資するコンテンツを作成・公表した。原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、廃炉に関する情報発信や、地元関係者とのコミュニケーションを行う場として、平成 29 年 7 月に「第 2 回福島第一廃炉国際フォーラム」を開催することとしている。また、東京電力は、放射線データやプラント関連パラメータのリアルタイムでの公表を開始するなど、情報発信の取組を進めている。2 号機格納容器内部調査に際しては、十分な説明もなく格納容器内の放射線量の推定値を公表し、かえって混乱や誤解を招いたことを踏まえ、今後、風評を招かないよう配慮しつつ、適切な情報発信に取り組んでいく。

2. 避難指示解除と帰還促進に向けた環境整備

解除した地域の帰還促進	復興庁 支援 T 経産省 環境省 厚労省 文科省 国交省	○ 帰還に向けた環境整備については、関係省庁一体となって、学校や医療・福祉施設再開への支援、放射線相談体制の構築など放射線不安への対応、災害公営住宅等の住宅整備や住宅リフォーム事業者の参入促進、商業施設の立地、事業再開や需要喚起に向けた支援などを避難指示解除の前からも講じている。 ○ 放射線不安への対応を行う相談員のなり手の確保については、相談員を配置していない自治体を中心に、「放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター」において、相談員をすでに配置している自治体の情報（公募情報や活動情報等）を提供した。住民の抱える悩みや地域の課題の解決については、同センターにおいて、住民からの質問への回答作成支援や住民説明への専門家派遣、住民から頻出する質問の内容に関する研修会等を実施している。先に帰還した住民の情報発信の促進については、「放射線による健康影響等に関するポータルサイト」を通じた自治体情報の発信のほか、同センターにおいて、避難指示が解除された自治体や住民の状況について広報資料（相談員支援センターだより）の作成を行っている。さらに、自治体が住民向けに発行するモニタリング情報等の広報資料の作成支援を行った。
-------------	--	--

- ふるさとでの生活の再開にあたり、住民の様々な不安の解消に向けて、平成 28 年度に「被災者支援総合交付金」を設け、これまでの見守り等の取組に加え、自治体が抱える課題に対応するための生活・住宅再建に関する相談支援、被災者の移転に伴うコミュニティ形成支援、高齢者等の生きがいづくりのための「心の復興」、先に帰還した住民と避難を続ける住民との交流会等の取組を支援している。見守り等の住民支援を担う生活支援相談員については、その支援対象に、仮設住宅への避難者に加え、帰還者や災害公営住宅等での生活を始めた者も含むことを明確化するとともに、人材確保のため自治体による広報を強化した。また、地域コミュニティの維持・確保のため、避難先を含む住民への情報提供や被災者の交流事業を実施している。
- 家屋解体については、施工体制の強化等でその加速化を図っているほか、倒壊の危険性のある家屋や、帰還のため住宅再建を希望する住民の家屋について優先的に施工する等の措置を講じており、帰還の支障とならないよう対応している。また、平成 28 年 11 月に事業者に対して、避難指示区域での事業活動や放射線に対する不安等について、国・県による説明会を開催した。
- 医療・介護・福祉の提供体制整備に向けて、平成 29 年度予算で主に相双地域を対象として地域医療再生基金を積み増すための財源を確保し、医療の再生支援・人材確保等を支援するとともに、引き続き、被災地における福祉・介護人材の確保に向けた支援等を実施している。
- 住民が日常的に買い物をできる環境整備に向けて、「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」を活用して、市町村や民間企業等における商業施設の整備を支援している。また、「原子力災害による被災事業者の自立等支援事業」を通じて、小売事業者等の事業再開に係る設備投資や、地元の商業施設での購入を促して需要を喚起する市町村の取組等を支援している。
- 住民の足の確保に向けて、地域公共交通確保維持改善事業（被災地特例）において、被災地のバス交通や乗合タクシー等の確保・維持を支援しているほか、地域の計画づくりや交通事業に対するアドバイス等を行っている。
- 生活に欠かせない飲料水の安全・安心確保に向けて、福島県内の水道事業者等が実施した水道水中の放射性物質に関する検査の結果を公表している。
- 避難指示が解除された地域の学校の再開に向けて、教職員の加配やスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置、通学手段の確保を含めた児童生徒の就学支援、小高産業技術高等学校における実験・実習に必要な設備の整備等を支援することとしている。また、魅力ある教育づくりに向けて、「ふるさと創造学」など特色ある教育の実施、英語教育や ICT 教育の充実についても支援している。
- 被災者の「働く場」の確保に向けて、「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」により企業の立地を促進するとともに、「原子力災害による被災事業者の自立等支援事業」により被災事業者の事業・生業の再建を支援している。

避難指示解除準備区域、居住制限区域の解除の実施	支援・復興庁 環境省 農水省	○ 平成 29 年 3 月 31 日に飯舘村・川俣町・浪江町、4 月 1 日に富岡町において、居住制限区域及び避難指示解除準備区域を解除した。この結果、双葉町・大熊町を除いた計 9 市町村において、全ての居住制限区域及び避難指示解除準備区域を解除し、避難指示の対象人口・区域の面積は、区域の設定時と比較して概ね 7 割減となった。 ○ 帰還に向けた環境整備については、関係省庁一体となって、学校や医療・福祉施設再開への支援、放射線相談体制の構築など放射線不安への対応、災害公営住宅等の住宅整備や住宅リフォーム事業者の参入促進、商業施設の立地、事業再開や需要喚起に向けた支援などを講じており、引き続き取り組んでいく。 ○ 除染については、除染特別区域に指定されているすべての市町村で、計画どおり平成 28 年度末までに帰還困難区域を除き面的除染が完了した。今後も、除染の効果のモニタリングを行い、地域の実情に配慮しながら、フォローアップ除染などの取組を実施する。遮蔽土等の有効利用・処分については、復興事業等に再利用できるよう、事業関係者と需給等の調整を進めている。避難指示解除準備区域及び居住制限区域の宅地に隣接する部分について、地元との調整を進め、除染を実施している。 ○ インフラ復旧や商業施設等の生活に密着したサービスの復旧に加えて、住民へのきめ細かな生活支援として、「福島生活環境整備・帰還再生加速事業」において、ふるさととのつながり維持・生きがいの創出及び地域の課題解決に資するための住民参加型の取組（荒廃抑制、防犯パトロール等の強化）を、平成 29 年度から実施することとしている。また、なりわい・事業再開支援の強化については、福島相双復興官民合同チームの体制強化や支援策の強化を進めている。 ○ 当面帰還できない者への支援については、長期避難者の生活拠点の形成のため、福島県が策定している整備計画に基づき災害公営住宅の整備が図られるよう、引き続き政府として支援している。また、「被災者支援総合交付金」により、全国各地に避難している住民のコミュニティ維持等に向けた交流会の開催、広報活動といった取組のほか、県内の交流館設置や仮設住宅での生活支援バスの運営、見守りのための緊急通報システムの整備など、様々な取組を支援している。 ○ イノシシ等の鳥獣被害対策については、平成 29 年 1 月末に被災 12 市町村・福島県・国が立ち上げた「避難 12 市町村鳥獣被害対策会議」の枠組を活用して、安全・安心な生活環境の整備に向けて、周辺自治体と連携した抜本的な鳥獣被害対策を加速させる。具体的には、人身事故防止対策マニュアルの策定、イノシシの行動追跡調査、地理情報システムを活用した効果的な捕獲や追い払いを進める。また、埋却されている家畜やイノシシ等の適切な処分方法については、帰還の妨げにならないように、福島県、市町村等と調整を進めており、一部では処理を始めている。
--------------------------------	-------------------------------	--

帰還困難区域の取扱い	支援Ｔ 復興庁 環境省	○ 与党第６次提言手交の際に、総理より関係大臣に対し、提言を最大限尊重し、政府としての取扱い方針を早急に策定するよう指示があった。これを踏まえ、平成 28 年 8 月 31 日、以下の内容を盛り込んだ、「帰還困難区域の取扱いに関する基本的考え方」を原子力災害対策本部・復興推進会議において決定した。 ・ 帰還困難区域のうち、5 年を目途に、線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す「復興拠点」を、各市町村の実情に応じて適切な範囲で設定し、整備すること ・ あわせて、国道 6 号をはじめ、広域的なネットワークを構成する主要道路について、安心して通行又は利用できるよう、除染等の整備も行うこと ・ 復興拠点等の整備にあたっては、除染とインフラ整備を一体的かつ効率的に行うこと ・ これらを実現するため、国は法制度、予算等を措置すること ○ また、この決定においては、上記の内容に加え、 「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、放射線量をはじめとする多くの課題があることも踏まえ、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこととする。」と明記した。 ○ この方針の下、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について」（平成 28 年 12 月閣議決定）を踏まえ、復興拠点の整備に係る必要な措置を盛り込んだ「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」が第 193 回国会で成立した（平成 29 年 5 月 12 日）。 ○ その上で、市町村が、帰還困難区域のうち、避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを目指す「特定復興再生拠点区域」の復興及び再生を推進するための計画を作成すること等を「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」に盛り込んだ。
-------------------	----------------------------	--

3. 原子力事故災害からの自立に向けて

自立支援	経産省 支援Ｔ 環境省 農水省 復興庁	○ 福島相双復興官民合同チームはこれまでに 4600 以上の事業者を個別に訪問している。さらに、約 3000 の事業者を再訪問し、600 件以上のコンサルティング支援を実施するなど、事業者のニーズを踏まえた、きめの細かい支援を実施する。今後とも、継続的・持続的に活動できるよう、官民合同チームの中核である民間組織の公益社団法人福島相双復興推進機構へ国の職員の派遣を可能とするなどの措置を「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」に盛り込んだ。 ○ 平成 28 年度第 2 次補正予算において、被災 12 市町村における新規創業や 12 市町村外からの事業展開等の取組を支援するため、1.5 億円を計上した。また、平成 29 年度予算において、「原子力災害による被災事業者への自立等支援事業」として 54 億円を計上し、商工会議所・商工会の広域的な連携強化を含めた既存の支援策を継続して措置するとともに、官民合同チームによるコンサルティング支援の対象を市町村へ拡大するなどの拡充を盛り込んだ。
-------------	--	---

- 農業については、福島相双復興官民合同チームの営農再開グループが、平成 28 年 7 月から国・福島県が連携して実施してきた認定農業者への個別訪問活動のフォローアップと個別訪問活動の対象拡大により、丁寧に課題を把握し、その解決に向けた指導・助言等を行う。また、平成 28 年度第 2 次補正予算で、個別農業者の農業用機械・施設、家畜等の導入を支援する事業を措置した。
- 風評の払拭に向けた取組をより一層強化するため、平成 29 年度予算において、新たに、生産から流通・販売に至るまでの総合的な支援に必要な予算を計上した。また、平成 29 年 2 月に立ち上げた「福島県産農林水産物の風評払拭対策協議会」を通じて、国、福島県、農業関係団体等の関係者が一体となって福島県産農林水産物の風評被害の実態や施策の効果を検証するとともに、風評の払拭に向けて積極的に取り組んでいく。
- 東京電力は、平成 28 年 9 月、農林業に係る今後の損害賠償の取扱いについての素案を提示した。その後、農林業関係者からの要望や「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について」（平成 28 年 12 月閣議決定）を踏まえ、東京電力は、平成 28 年 12 月に平成 29 年 1 月以降の対応方針を決定し、平成 29 年 2 月から請求受付を開始した。
 <平成 29 年 1 月以降の農林業に係る営業損害賠償の対応方針>
 避難指示区域内：年間逸失利益の 3 倍相当額を賠償。その後も、事故との相当因果関係のある損害が今回の賠償額を超過した場合には、農林業者の意見も踏まえた方式で適切に賠償。
 避難指示区域外：平成 29 年 1 月から 1 年間を目途に現行の風評賠償を継続。平成 30 年以降の具体的な在り方については、農林業者の意見も踏まえた上で、平成 29 年末までに確定させ、平成 30 年から適用。
- 森林・林業の再生については、関係省庁で取りまとめた「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、県・市町村と連携しつつ、住民の理解を得ながら、生活環境の安全・安心の確保、里山の再生、奥山等の林業の再生に向けた取組や、調査研究等の将来に向けた取組、情報発信等の取組を進めている。特に、里山再生モデル事業については平成 28 年 12 月までに 10 市町村でモデル地区を選定しており、今後、モデル地区において里山再生を進めるための取組を総合的に推進し、その成果を的確な対策の実施に反映する。なお、同事業について、将来的には、特定復興再生拠点等整備の進捗等に応じて帰還困難区域で実施することも視野に検討を進めていく。また、木材の需要拡大と安定供給の確保に向けて、放射性物質測定装置の開発・実証や安全性の普及啓発等に取り組んでいる。
- 水産業の再生については、放射性物質の値が低い魚種から試験的な操業・販売が実施されており、順次、対象海域、対象魚種等が拡大されている。引き続き、政府は、福島県地域漁業復興協議会等における検討に参画し、漁業の本格的な操業再開に向けた試験操業の取組を支援するとともに、簡便・迅速な放射線量検査体制の確立等を支援する。また、加工・流通段階への個別指導やセミナーの開催等を通じ、水産加工品の販路の回復や新規開拓等の取組への支援を行っている。

広域まちづくり	経産省 支援 復興庁 国交省 農水省 文科省	○ ロボットテストフィールド及び国際産学官共同利用施設（ロボット）については、平成 28 年 4 月に南相馬市及び浪江町への立地が決定されるとともに、施設整備に向けて基本設計等が進められている。情報発信拠点（アーカイブ拠点）については、平成 28 年 8 月に双葉町への立地が決定されるとともに、平成 29 年度より施設整備に向けて基本設計等が進められている。環境・リサイクル分野については、実用化開発補助金を活用したプロジェクトを実施している。農林水産プロジェクトの実現に向けて、①トラクターの自動走行技術、法面用除草ロボット、農業用アシストスーツ、苗木植栽ロボットの研究開発及び現地実証、②放射性物質に関連する研究や水産業の復興に資する研究を行う水産試験研究施設の建設に要する経費を支援している。また、災害対応ロボットの社会実装を進めるため、関係省庁間で連携し、有識者や民間事業者等の参画を得て、定量的に性能を評価するための性能評価基準を策定している。 ○ 「福島新エネ社会構想」を平成 28 年 9 月に決定した。在京外交団を対象とした福島県内の本構想関連施設の視察を行う福島スタディーツアーの実施、阿武隈山地などにおける風力発電のための送電網を新たに整備する「福島送電株式会社」の設立、再生可能エネルギーを活用した大規模水素製造実証事業に関する技術的な調査・検討の開始、新地町、相馬市、楢葉町におけるスマートコミュニティ構築のマスタープランの策定など、構想の実現に向けて、官民で着実に取組を推進している。 ○ 浜通り地域において地元企業が参画する研究開発プロジェクトに対する支援を実施し、平成 28 年度には 44 件のプロジェクトを採択した。加えて、ロボットやエネルギー等の分野を対象に進出企業のニーズと地元企業のシーズをマッチングさせるため、「ふくしまみらいビジネス交流会」を平成 28 年 2 月及び 3 月に開催した。また、被災者の働く場を確保し、今後の自立・帰還を加速するため、企業立地に対して支援を行っている。平成 28 年 2 月及び 3 月には、新規創業や被災 12 市町村外からの事業展開を促進するためのセミナーを開催した。また、周辺環境整備に向けて、廃炉関連事業者やロボットテストフィールドの利用意向者に対するニーズ調査を行い、拠点を核とした住居・宿舍・交通等の整備に向けた課題の整理を進めている。 ○ 楢葉遠隔技術開発センターについては、平成 28 年度より本格運用が開始され、企業や大学等により、遠隔操作機器・装置の実証試験等を含む技術開発や人材育成に活用されている。また、廃炉現場における技術ニーズと地元企業のシーズのマッチングや廃炉人材の育成に資するロボットコンテストへの場所の提供など、本施設を幅広く活用することで浜通り地域の産業復興にも貢献している。廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟については、平成 29 年 3 月に福島県富岡町に竣工し、平成 29 年 4 月から運用が開始されたところであり、研究活動等の推進によりまちの復興にも資することが期待される。大熊分析・研究センターについては、平成 28 年 9 月に着工し、一部施設について平成 30 年度中の完成を目指し建設を進めており、運用開始以降、研究活動等の推進を通じて、浜通り地域の産業復興にも資することが期待される。 ○ 福島イノベーション・コースト構想の実現に向けた多岐にわたる課題を政府全体で解決していくため、「福島復興再生特別措置法の一部を改正
----------------	---	---

		する法律」に同構想に係る取組を位置付け、関係省庁、県等が参画して同構想の推進に関する基本的な方針を共有していく場として再生協議会の分科会を創設することとした。また、平成 29 年夏を目処に、関係省庁による具体的な連携体制の構築等を進める閣僚級の会議体を創設する。さらに、福島県を中心に、国、市町村、企業、研究機関、大学等、産学官が一体となって、構想具体化による福島の将来像を共に協議する場を創設する予定であり、政府も立ち上げに向けて支援していく。 ○ 福島 12 市町村の将来像については、中長期、広域的観点から、国と福島県が共同事務局となり取りまとめたロードマップに従い、行政サービスの広域連携や、福島産業復興人材育成塾、福島フードファンクラブ「チームふくしまプライド。」などの取組を進めるとともに、5分野 19 項目の主要個別項目について進捗管理を行った。これらの取組について、引き続きフォローアップを実施し、有識者検討会へ報告することとしている。 ○ JR 常磐線については、相馬～浜吉田間は平成 28 年 12 月 10 日、小高～浪江間は平成 29 年 4 月 1 日に運転再開したほか、富岡～竜田間は平成 29 年 10 月頃に運転再開を予定している。残る浪江～富岡間は平成 31 年度末までの開通を目指しており、引き続き、関係者で緊密に連携し、一日も早い全線開通の実現に向けて取り組む。常磐道の一部 4 車線化については、復興・創生期間内での完成を目指し、事業を推進している。大熊 IC については平成 30 年度までの供用、双葉 IC については、平成 31 年度までの供用を目指し、事業を推進している。
--	--	---

4. 風評被害対策、放射線不安を含む生活相談対応

風評被害対策、放射線不安を含む生活相談対応	復興庁 厚労省 消費者庁 農水省 文科省 経産省 環境省 内閣府 防衛省 外務省 国交省 原子力規制庁	○ 平成 28 年 10 月及び平成 29 年 2 月に「風評対策タスクフォース」を開催した。平成 29 年 2 月開催のタスクフォースにおいて、復興大臣から各省庁に対し、①風評の払拭に向けた流通実態調査・対策の推進、②福島が自信を持って販売できる環境づくり、③対策の重点を大消費地等に置くことを指示し、政府一体となってスピード感を持って風評払拭に取り組むことを確認した。また、「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」に福島県産農林水産物等の風評払拭に向け、販売等の実態調査や当該調査結果に基づく指導・助言等の措置を講ずることを位置付けた。加えて、国内外への放射線等の正確な情報発信を目的とした小冊子について、日本語版と英語版に加え、中国語版（簡体字・繁体字）と韓国語版を作成し、関係機関や会議等の場で配布した。農林水産業における放射性物質対策については、政府のガイドライン等に基づく放射性物質検査及び産地における自主検査と検査結果に基づく安全性の PR の取組等を支援している。日本産農林水産物・食品に輸入規制を行っている国・地域に対して、政府一丸となって撤廃・緩和に向けた働きかけを行ってきた結果、規制を講じた 54 か国・地域のうち豪州、タイ、インド等 23 か国が規制を撤廃し、残りの 31 か国・地域のうち EU、米国、シンガポール等 26 か国・地域が規制を緩和した。 ○ 平成 29 年 1 月に「帰還に向けた放射線リスクコミュニケーションに関する施策パッケージ」のフォローアップ会合を開催し、自治体や住民のニーズを踏まえてリスクコミュニケーションの手法を工夫することや、リスクコミュニケーションの質を確保するため最新の科学的知見を速やか
-----------------------	--	---

		に取り入れていくことを確認した。引き続き、関係省庁連携の下、放射線による健康影響への不安に対するリスクコミュニケーションに関する取組を効果的に進める。福島の実状や放射線リスクに関する子供を含めた国内外への正しい情報提供については、適宜更新を行っている冊子「放射線リスクに関する基礎的情報」を関係機関や会議等の場で配布した。また、「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料」を作成し、正確な情報発信を行うとともに、こうした資料を活用し、保健医療福祉関係者や教育関係者、自治体職員等を対象とした研修会を地域のニーズに応じて実施している。加えて、福島以外の地域においても国民一般向けの資料を作成する等、放射線に関する正確な知識の普及・啓発を行っている。 ○ 住民一人ひとりが抱える放射線不安へのきめ細やかな対応については、地域のニーズを踏まえた住民参加型の意見交換会（車座集会）、福島県外に避難されている方等を対象としたセミナー等を実施している。相談体制の整備については、「放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター」において、相談窓口の開設や個人線量測定結果の説明にあたり専門家派遣を行ってきたほか、個人線量測定に関する研修会の開催等を実施した。個人線量測定体制の整備については、避難指示解除地域においては、希望する住民に対して個人線量計を用いた外部被ばく線量の測定とホールボディ・カウンタを用いた内部被ばく線量測定を行い、その結果を伝えることで自身の被ばく線量を把握してもらい、不安軽減につなげている。また、必要な場合には、地元のニーズを踏まえた測定手法の改善を行っている。 ○ 福島復興再生特別措置法の趣旨を踏まえた、子どもをはじめとする住民の健康を守る取組について、政府は、平成 23 年度に福島県が創設した「福島県民健康管理基金」への拠出を行った。さらに、福島県はこの基金を活用して平成 23 年 6 月から県民健康調査を実施しており、これに対して技術的支援をしている。加えて、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について」（平成 28 年 12 月閣議決定）において、福島復興再生特別措置法の趣旨を踏まえて、健康不安の解消に資する取組等に対する支援を強化する旨を記載するとともに、福島県が行う福島県の子どもをはじめとする住民の健康を守るための取組を支援するため、福島県等関係機関と具体的な調整を行っている。 ○ 避難生活の長期化等への支援体制の強化については、平成 28 年度に「被災者支援総合交付金」を設け、これまでの見守り等の取組に加え、自治体が抱える課題に対応するための生活・住宅再建に関する相談支援、被災者の移転に伴うコミュニティ形成支援、高齢者等の生きがいづくりのための「心の復興」、先に帰還した住民と避難を続ける住民との交流会等の取組を支援している。見守り等の住民支援を担う生活支援相談員については、その支援対象に、仮設住宅への避難者に加え、帰還者や災害公営住宅等での生活を始めた者も含むことを明確化するとともに、人材確保のため自治体による広報を強化した。また、地域コミュニティの維持・確保のため、避難先を含む住民への情報提供や被災者の交流事業を実施している。さらに、県外避難者が身近な場所で相談や交流をすることができるよう、福島県が行う生活再建支援拠点の設置及び県外の支援団体の活動支援などの事業を支援している。
--	--	--

		○ 原発事故に伴い、福島県から避難した児童生徒に対するいじめに対応するため、平成 28 年 12 月に、改めて避難先となっている各地の教育委員会に対して、被災児童生徒を受け入れる学校に「①いじめの有無等の確認、②被災児童生徒に対する心のケアなどの格別の配慮、③放射線に関する教育の充実」などの対応を求める通知を発出した。また、平成 29 年 3 月 14 日に「いじめの防止等のための基本的な方針」を改定し、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見について明記した。平成 29 年 3 月には、上記 12 月に発出した通知で求めた、各学校のいじめの有無等の確認結果についてフォローアップを行い、結果の公表にあわせて、被災児童生徒へのいじめの防止に関する文部科学大臣メッセージを公表した。なお、「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」に、福島の児童、生徒の教育を受ける機会の確保のために、いじめの防止のための対策の実施の取組を支援する旨を位置付けた。
--	--	---

5. 中間貯蔵施設の整備

中間貯蔵施設の整備	環境省	○ 中間貯蔵施設事業については、施設の整備に必要な用地取得が着実に進捗してきており、平成 28 年度末までに約 376 ヘクタール、774 人と契約している。平成 29 年度は用地職員を 10 人増員し、120 人体制で用地業務に取り組む。施設の整備については、平成 28 年 11 月に土壌貯蔵施設等の本格施設を着工した。また、中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送については、平成 28 年度末までに累計で約 23 万 m³の輸送を完了している。 ○ 平成 28 年 12 月に公表した、「平成 29 年度の中間貯蔵施設事業の方針」において、①平成 29 年度 50 万 m³程度を輸送し、とりわけ学校等に保管されている除去土壌は優先的に輸送する、②地権者への丁寧な説明を尽くしながら、用地取得に全力で取り組む、③土壌貯蔵施設等について平成 29 年秋頃を目途に貯蔵開始するとともに、平成 30 年度の輸送量に対応する施設を着工するなどの方針を示した。 ○ 除去土壌等の中間貯蔵開始後 30 年以内の福島県外での最終処分に向けた中長期的な方針として、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」を平成 28 年 4 月に取りまとめ、これらに沿って取組を進めている。
-----------	-----	--

6. 指定廃棄物等の処理

指定廃棄物等の処理	環境省 復興庁	○ 既存の管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分事業については、地元行政区との安全協定締結に向け調整を進めているほか、輸送計画を策定中であるとともに、処分場内で必要な準備工事を実施している。また、仮設焼却施設の設置期間延長や処理対象の追加について地元と相談しながら、可燃性の廃棄物の焼却処理を進めている。 ○ 福島県以外の県のうち、保管状況がひっ迫している宮城県・栃木県・千葉県では、長期管理施設の整備の方針を堅持しつつ、宮城県・栃木県の農林業系廃棄物については、放射能濃度の再測定結果等を踏まえ、保管者である農家等の負担軽減を図ることができるよう調整している。また、群馬県においては、平成 28 年 12 月に茨城県と同様に現地保管継続・段階的処理の方針を決定した。さらに、指定解除の仕組みに基づき保管者から申請があった事例について指定解除を行った。
-----------	------------	--

		○ 基準値以下の農林業系廃棄物や指定解除後の廃棄物の処理については、環境省において技術的・財政的支援を行っており、平成 29 年度予算においても引き続き必要な予算を計上した。 ○ 福島県における除染対象外の道路等側溝堆積物の処理については、平成 28 年 9 月に復興庁・環境省が方針を示しており、国は自ら最終処分場・仮置場を確保して道路等側溝堆積物の撤去・処理を行う市町村等に対して、適切な範囲で財政支援を行うとともに、仮置場や処理先の確保について、福島県とともに市町村に協力している。 ○ 汚染物処理を加速化するため、環境省において除染、中間貯蔵施設、指定廃棄物等の放射性物質汚染対策を担う組織と廃棄物・リサイクル部門を一元化し、新たに「環境再生・資源循環局（仮称）」を設置するとともに、東北地方環境事務所の支所であった福島環境再生事務所を格上げし、福島地方環境事務所を設置することに関し承認を求める件について第 193 回国会に提出しており、これにより推進体制の一元化・充実を図ることとした。
--	--	---

7. 国と東京電力の果たすべき役割の分担

国と東京電力の果たすべき役割の分担	経産省 環境省	○ 「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について」（平成 28 年 12 月閣議決定）において、平成 25 年 12 月の閣議決定において整理した国と東京電力の役割分担に関する方針を基本的に維持するとともに、被災者・被災企業への賠償、除染、中間貯蔵施設事業、廃炉等の事故に伴う費用の増加が見込まれることを踏まえ、平成 29 年度予算において原子力損害賠償・廃炉等支援機構に交付する交付国債の発行限度額（現行 9 兆円）を 13.5 兆円に引き上げる旨を明記した。 ○ 東京電力の改革加速化に向けた新たな取組を明らかにすべく、事業再編や企業再生にも深い知見や経験を有する経営者や有識者らを構成員とした「東京電力改革・1F 問題委員会」を設置し、平成 28 年 12 月 20 日に「東電改革提言」をとりまとめた。今後、平成 29 年 3 月に原子力損害賠償・廃炉等支援機構と東京電力が共同でとりまとめた「新々総合特別事業計画の骨子」も踏まえて、国は東京電力が策定する「新・総合特別事業計画」の改訂内容と東電改革の実行体制が提言内容に沿ったものであるかを確認することとしている。 ○ 電力システム改革を貫徹するため、競争活性化の方策と競争の中でも公益的課題への対応を促す仕組みを検討するべく、総合資源エネルギー調査会の基本政策分科会に「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」を設置し、平成 29 年 2 月 9 日に「中間とりまとめ」を提示した。また、事故炉廃炉の確実な実施を確保するため、事故炉の廃炉を行う原子力事業者に対して、廃炉に必要な資金を原子力損害賠償・廃炉等支援機構に積み立てることを義務づける等の措置を盛り込んだ、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律」が第 193 回国会で成立した（平成 29 年 5 月 10 日）。
-------------------	------------	--

Ⅱ 地震・津波被災地域の早期復興完了及び共通課題

1. 被災者支援

被災者支援	復興庁 文科省 厚労省	○ 避難生活の長期化、仮設住宅の集約・解消と災害公営住宅への移転の本格化等、復興のステージの進展に伴い生じる課題に対応するため、被災者の日常的な見守りに加え、新たに平成 28 年度「被災者支援総合交付金」を設け、福島県を含む自治体等による生活・住宅再建に関する相談支援、被災者の移転に伴うコミュニティ形成支援、高齢者等の生きがいづくりのための「心の復興」等の取組を支援している。引き続き自治体等と連携しながら、被災者の生活再建のステージに応じた切れ目ない支援を行う。 ○ 専門的な心のケアの支援が必要な場合、避難者・被災者へのきめ細かな心のケアを実施するため、心のケアセンターにおいて、専門家による相談対応や訪問支援とともに、人材育成や支援者に対する支援等を行っている。
-------	-------------------	--

2. 住まいの確保とにぎわいの再生

住まいの確保 とにぎわいの 再生	復興庁 国交省	○ 一日も早い住まいの復興に向け、被災者の意向を踏まえた住まいの整備計画の見直し、自治体の事業の円滑化・加速化を支援するため、平成 28 年度に工事加速化支援隊として復興庁職員が直接県・市町村を延べ 54 回訪問するなど、課題把握・相談・助言を行った。 ○ 早期のにぎわい創出や土地利用の促進を図るため、平成 28 年 7 月に岩手県、宮城県、福島県において説明会を開催し、各市町村に土地利用意向調査の実施、課題の把握、早期の土地利用促進策の実施を促した。 ○ まちのにぎわいを再生するため、被災市町村が作成する「まちなか再生計画」を国が認定し、まちづくりと一体となった商業施設の整備を支援しており、山田町、大船渡市、陸前高田市、南三陸町、女川町、石巻市、いわき市で施設が開業している。 ○ 防災集団移転促進事業の移転元地の活用に向けて、「支援施策パッケージ」及び民間事業者との連携による移転元地等の活用事例について、防災集団移転促進事業の担当者会議等において自治体に周知を行うとともに、被災市町村の課題把握など、移転元地の有効活用に係る課題解決の支援を行っている。 ○ 住民の足の確保に向けて、地域公共交通確保維持改善事業（被災地特例）において、被災地のバス交通や乗合タクシー等の確保・維持を支援しているほか、地域の計画づくりや交通事業に対するアドバイス等を行っている。 ○ 復興事業の円滑な実施を確保するための取組として、平成 29 年 3 月より被災地の実態を踏まえた公共工事設計労務単価の引き上げを実施するとともに、復興係数による間接工事費の割増しについて平成 29 年度も引き続きを適用することを決定した。
------------------------	------------	---

3. 産業・なりわいの再生・創造

産業・なりわいの再生・創造	復興庁 農水省 経産省	○ 被災地域企業の経営課題等の解決を図るため、専門家が集中支援を行う「専門家派遣集中支援事業」、実務支援を行う「ハンズオン支援事業」、支援提案企業とのマッチングを行う「結の場」等の事業者のニーズに応じたきめ細かな支援を行っている。 ○ 被災地の水産加工業の販路回復に向けて、新商品開発等に必要な加工機器の整備等を支援するとともに、輸出を視野に入れた先進的な取組を支援している。 ○ 被災地産業の人材不足対策として、平成 29 年度から、若者や専門人材等の幅広い人材を被災地に呼び込むとともに、企業に人材確保・定着・育成等のノウハウを提供し、人材獲得力の向上を図る取組等を実施する。また、事業復興型雇用確保事業では、新たに住宅支援費の助成を実施する。 ○ 東日本大震災事業者再生支援機構（以下、「機構」という。）の支援決定期限については、機構と連携し、被災地域における機構の活用ニーズ等の把握を実施した。その結果等を踏まえ、当初の支援決定期限（平成 29 年 2 月 22 日）到来後の向こう 1 年、機構の支援決定ニーズが一定程度見込まれること、及び既に機構が相談を受け付けている案件の支援決定に万全を期す必要があることから、平成 28 年 12 月 20 日、主務大臣の認可を受けて、支援決定期間を平成 30 年 2 月 22 日まで 1 年間延長した。
---------------	-------------------	---

4. 観光復興

観光復興	復興庁 国交省	○ 平成 28 年を「東北観光復興元年」として、観光復興の取組を強化した。具体的には、受入環境整備等のインバウンドを呼び込む地域の取組の支援や、世界に向けた地域の魅力の発信、教育旅行を含む福島県の実施する国内観光振興等の取組を支援している。平成 28 年の東北の延べ外国人宿泊者数は、震災前の 1.3 倍にまで増加した。 ○ 東北への外国人交流人口拡大につながる、民間の新たな試みを支援する「新しい東北」交流拡大モデル事業を実施している。民間の活力やノウハウを活かして、冬を題材とした東北における統一ブランドの構築等、地域の産業振興等にもつながる、持続可能なビジネスモデルの立ち上げに官民連携して取り組んでいる。 ○ 平成 29 年度予算においても、東北観光復興対策交付金や福島県への教育旅行の誘致強化などの国内観光振興等、所要の経費を確保している。
------	------------	---

5. 地域の発展の基盤となる交通・物流網の整備

地域の発展の基盤となる交通・物流網の整備	復興庁 国交省	○ 復興道路・復興支援道路については、復興・創生期間内の全線開通を目指し、引き続き所要の予算確保に努め、着実に事業を推進している。 ○ 東北横断自動車道釜石秋田線（釜石～花巻）については、平成 30 年度までの全線開通を目指し、工事を推進している。平成 28 年 10 月に、新たに 8 区間・延長約 65km の開通見通しを確定し、復興道路・復興支援道路の路線全長約 570 キロのうち約 9 割（523km）の区間で開通済み又は開通見通しが公表済みの状況となっている。
----------------------	------------	---

6. 被災自治体における人手不足

被災自治体における人手不足	復興庁 国交省	○ 関係省庁や、知事会・市長会・町村会の協力により、全国の自治体から被災自治体へ職員が派遣されているほか、被災自治体自らも任期付職員の採用に取り組んでおり、これらの人的支援に係る経費については引き続き国がその全額を負担している。そのほか、復興庁の職員を市町村に駐在させる取組や、全国知事会に復興大臣から応援職員の継続を要請するなど、様々な取組を実施している。 ○ 都市再生機構から福島県に2名の職員が出向しているほか、津波被災地における復興市街地整備、原子力災害被災地域における復興拠点等整備に向けた支援及び避難者向け復興公営住宅の建設を行うため、現地事務所に55名の支援体制を整備している。
---------------	------------	---

7. 国内外への情報発信の強化

国内外への情報発信の強化	復興庁 内閣官房 外務省	○ 「復興五輪」については、被災地での競技開催や聖火リレー、ホストタウンを通じた事前キャンプの実施等の取組を推進するとともに、関係各所に対し被災地の食材や木材等の資材の活用等を要請した。また、復興庁ホームページにおいて「復興ポータルサイト」を構築し、復興の情報とともに「復興五輪」に関する情報発信の強化を行っている。また、ラグビーワールドカップ2019に関しては、釜石鵜住居復興スタジアム（仮称）（岩手県釜石市）の建設工事をはじめ、関係省庁、県、市町村らが連携して準備を進めている。 ○ 国際的な情報発信については、多言語の情報発信媒体を作成・活用し、訪日する外国要人やジャーナリストに対する情報発信を行った。また、同媒体は在外公館等を通じて、講演会やイベントで配布・展示された。加えて、復興庁幹部が在京の外国公館を訪問して情報発信や輸入規制解除を働きかけた。また、従来の情報発信の取組に加え、復興庁フェイスブック、「復興ポータルサイト」の開設や復興応援大使を任命し、幅広い層への情報発信の取組を強化した。 ○ 岩手県・宮城県の国営追悼・祈念施設（仮称）については、実施設計を進め、平成29年3月着工した。福島県の施設についても、早期の事業化を目指し、平成28年9月より有識者委員会において基本構想の検討を行い、策定に向けた手続きを進めている。
--------------	--------------------	--